原油・原材料高騰等

対策特別資金の利子補助について

重要‼利子補助を受けるには,事業者の申請が必要です

対 象

- 原油・原材料高騰等対策特別資金(県融資制度)の融資に係るもの
- 令和6年1月1日以降に支払った利息 **(2**)
- 令和5年12月以前に支払った利息については、対象外となります。 **※**
- 利息支払開始日から1年間を超えないもの **(3**)
- 利息支払開始日とは、利息先払いの場合、実行時の支払利息を含みます。 **※**

(例) 令和5年4月から利息の支払いが始まった方

実行日:令和5年4月10日

約定日:毎月5日 利息: 先払い

年月	R5 4	R5 5	R5 6	R5 7	R5 8	R5 9	R5 10	R5 11	R5 12	R6 1	R6 2		R6 4	R6 5	R6 6	R6 7	R6 8	R6 9
補助 対象	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	0	×	×	×	×	×

前回対象:申請受付終了

(例) 今回対象: 令和6年1月から令和6年4月の間に, 金融機関に支払った利息

※ 対象期間は、実行日と約定日により事業者毎に異なります。

申請書類

次の①~②に必要事項を記入のうえ,下の宛先にお送りください。

- ① 原油・原材料高騰等対策特別資金関連利子補助金交付申請書兼請求書
- ② 原油·原材料高騰等対策特別資金利息支払証明願兼証明書
 - ※ ②は、融資を受けた金融機関で本様式により証明を受けてください。
- ③ 振込口座通帳の写し(表紙と1ページ目の見開きの両方を添付してください。)
 - ※ ①に記載した口座の口座番号・名義が確認できるようコピーをお願いします。
 - ※ 昨年度提出された方も、再度ご提出をお願いします。

申請方法

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県中小企業支援課 原油・原材料利子補助担当 宛

申請期限

11月29日(金)(必着) 申請期限を

延長しました!

令和6年10月31日(木)

※申請期限を過ぎると、利子補助が受けられなくなりますのでご注意ください。

重要!! 利子補助を受けるには, 事業者の申請が必要です

申請の流れ

- ※ 県から融資を受けた方へ、申請に必要な各種指定様式等を直接送付していますが、住 所変更などにより届かない場合があります。
- ※ その際は、お手数ですが各種指定様式等を県ホームページからダウンロードの上、申 請手続をお願いします。
- ◇事業者が金融機関に提出するもの □事業者が県に提出するもの ■県から交付されるもの

時期	申請手続	関係書類
R6.8月 下旬~	利息支払証明申請 提出 中小企 業者等 証明	◇ ② 原油・原材料高騰等対策特別資金利息支払証明願兼 証明書 Point! 金融機関で証明を受ける
	補助金交付申請(請求)	[重要] 申請には <u>3種類</u> の書類が必要です!
R6.8月 下旬~ 【 申請期限 】	申請 請求 県	□ ① 原油・原材料高騰等対策特別資金関連利子補助金 交付申請書兼請求書 必要事項を記入
R6.11.29 (必着) 【最終期限】	業者等	□ ② 原油・原材料高騰等対策特別資金利息支払証明願 兼証明書 金融機関で証明を受けたもの
		□ ③ 振込口座の通帳の写し(表紙と1ページ目の見開き) ①に記載した□座の□座番号・名義が確認できる部分 Point! 必要書類を揃えて県に申請
随時	交付決定(確定)通知 中小企業者等 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	■ 原油・原材料高騰等対策特別資金関連利子補助金交付決定 及び交付確定通知書 Point! 交付決定(確定)の通知
随時	補助金交付	Point! 入 金

※申請期限を過ぎると、利子補助が受けられなくなりますのでご注意ください。

【問合せ先】鹿児島県中小企業支援課 2099-286-2946